

国民健康保険税を改定します

平成16年度の国民健康保険の基礎課税(医療分)保険税、40〜64歳の方にかかる介護納付金分保険税を引き上げました(表①、②)。

国民健康保険は、相互扶助により運営される医療保険制度で、本来保険税と国の負担金などを財源として成り立つ制度です。

近年の高齢化の進展や加入者の増加などで医療費は増加傾向(表③)にあります。また介護保険の財源である介護納付金についても、介護サービス利用の拡大に伴い増加(表④)しています。これに対し保険収入は伸びず赤字は拡大しています。

赤字分は一般の税金で補って

利用したくす 出産資金貸付制度が創設されました

◆対象 国民健康保険加入者で次のいずれかの方。①出産予定日が1カ月以内の方、②妊娠4カ月以降で医療機関などから診療費用の請求を受けた(支払った)方。

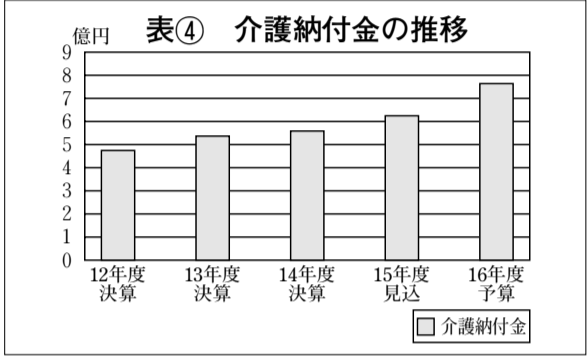
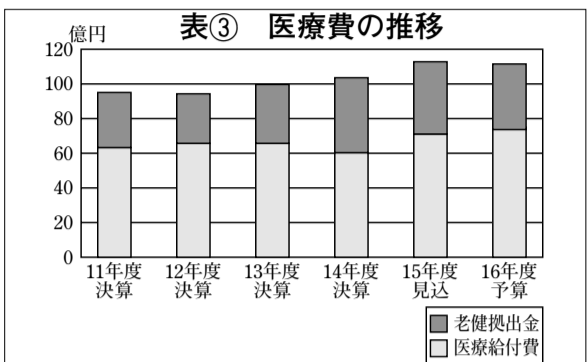
◆申請書および借受は世帯主の方になります。

◆貸付額 24万円を上限に必要な金額。
◆返済方法 出産後に支給される出産育児一時金(30万円)の一部を充当することで返済。

◆手続きに必要なもの 母子手帳、診療費用の内訳が記載された請求書・領収書(対象②の方)、印鑑、世帯主の銀行口座がわかるもの、保険証。くわしくは保険課☎内線23087へ。

税の公平性の観点からこれまで以上の赤字繰入は避けなければなりません。このため、厳しい経済状況ですが保険税の引き上げを行います。国保財政の健全運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

↓保険課☎内線23082



〈参考〉一世帯あたり保険税の比較 (平成14年度決算 医療・介護分合計)

	一世帯当り限度額
三鷹市	111,390円
多摩26市平均	124,074円
最高	141,170円
最低	101,167円
東京都23区平均	118,872円

表① 改定内容(基礎課税分)

区分	現行	改定後	改定額(率)
所得割率	220/100	220/100	改定なし
均等割額	22,500円	24,700円	2,200円
課税限度額	51万円	52万円	1万円

表② 改定内容(介護納付金分)

区分	現行	改定後	改定額(率)
所得割率	26/100	47/100	21/100
均等割額	7,200円	10,800円	3,600円
課税限度額	6万円	8万円	2万円

表⑤ 一般会計繰入金(赤字補てん)の推移

年度	その他一般会計繰入金(赤字補填額)
平成10年度	1,842,173千円
平成11年度	2,060,000千円
平成12年度	1,630,000千円
平成13年度	1,869,000千円
平成14年度	1,834,000千円
平成15年度(見込)	2,102,035千円

三鷹駅南口 指定自転車等駐車場の追加利用登録を受け付けます 4月19日(月)~26日(月)

市では三鷹駅を利用されるみなさんの利便性を図るため、駅周辺に自転車等駐車を整備していますが、平成16年6月末をもって閉鎖される駐輪場があり、この代替として確保する駐輪場に若干の余裕が生じましたので、今回、追加の利用登録を受け付けます。

◆対象駐輪場 ⑨ 禅林寺通り第2駐輪場(別図参照)
◆募集台数 約50台(自転車のみ)

◆利用登録期間 5月17日(月)~平成17年3月31日(木)

◆利用できる方 次の①~③のすべてに該当する方。①三鷹市に隣接する市・区に住所または通勤・通学先がある方。②通勤・通学で週4日以上三鷹駅を利用する方。③

住所、通勤・通学先が三鷹駅からおおむね800以上の距離にある方。

◆登録手数料
◇市民 一般3千円、学生2千円。
◇市民以外 一般4千円、学生3千円。

※学生の方でも学生証、合格証、入学許可証などの写しがないと一般の手数料となります。

※身体の不自由など特別な事情のある方には手数料の減免措置がありますので、申請時にお申し出ください。

◆申請書の配付場所 道路交通課都市交通係(市役所5階の番窓口)、三鷹駅市政窓口

◆申請方法 申請書に必要な事項をすべて記入し社員証・学生証など通勤・通学を証明する書類の写し(定期券・名刺は不可)を添えて「181-8515三鷹市役所道路交通課都市交通係」へ郵送または直接同課

No.	駐輪場名	区分
⑨	禅林寺通り第2駐輪場	登録
⑦	下連雀4丁目駐輪場	無料
⑧	電車庫通り駐輪場	買物 (3階以内)
A	さくら通り駐輪場	
B	すずかけ駐輪場	
C	三鷹産業プラザ駐輪場	

◆登録のない方や買物時は専用駐輪場へ
三鷹駅南口周辺には、ごなたでも使える無料駐輪場(⑦⑧)や短時間(3時間以内)の買物用駐輪場(A)⑨(も設置しています。)

◆自転車歩道などに放置しますと、歩行者、特に身体の不自由な方や高齢者にはとても危険です。各駐輪場をご利用ください。

↓道路交通課都市交通係 ☎内線2084

用途地域等の見直しに伴い 特別許可基準、特別用途地区に関する条例を制定しました

6月下旬に告示予定の用途地域等の見直しに伴い、三鷹市では新しい規制への特別基準、特別用途地区に関する条例を定めました。くわしくはホームページまたは担当課へ。

■建築物の最低敷地面積に係る特別許可
無秩序な開発を防ぎ良好な住宅地を形成するため、第一種低層住居専用地域内(建ぺい率60%地区を除く)における建築物の敷地面積の最低限度を100平方メートルに定めることとされています。

■建築物の絶対高さに係る特別許可
建築物の高さ制限については、今までは第一種低層住居専用地域の10m規制のみでしたが、今回、市内のほぼ全域を対象に区域ごとの特性に応じて10m・25m・35m規制とされています。

■特別用途地区の指定
政策誘導としての土地利用を図る必要がある地域を対象とした特別用途地区について条例を制定しました。

◆特別商業活性化地区
◆特別都市型産業育成地区
◆特別文教・研究地区
くわしくは都市計画課☎内線20815へ。

市税だより

■事業所税を「ご存知ですか」
事業所税は、都市環境の整備を目的とした目的税で、事業者が市内事業所の床面積や給与総額などから算定し、申告納付していただくことになっています。

◆納税義務者 事業所において事業を行う法人または個人
◆税率 資産割Ⅱ事務所床面積1平方メートルにつき600円、従業者割Ⅱ従業者給与総額の0.25%

◆課税対象規模 事業所の延床面積1千平方メートル超、または市内従業者数100人超。
◆申告納付期限 法人は事業年度終了の日から2カ月以内、個人は翌年の3月15日まで

◆建物賃借している場合は、事業をしている方が納税義務者です(建物の貸主は貸付申告書の提出が必要)。
◆市内に複数の事務所などがある場合は、合算して計算します。

くわしくは市民税課☎内線2056へ。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
5月31日(月)まで

今年度の固定資産税・都市計画税の算出の基礎となる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を5月31日(月)まで行っています。

くわしくは資産税課☎内線20662へ。

4月28日(水)~5月5日(祝) 春の地域安全運動 「守ろうよ わたしの好きなまちだから」

◆パレードも実施 4月29日(祝)午後1時から、中央通りで。↓三鷹警察署生活安全課☎49-0110